静岡労研ニュース NO. 164 2024年11月 静岡県労働研究所

第 191 回定例研究会

10月17日(木)

於: 国労会館および Zoom

いのちと健康を守り

人間らしく働くルール確立めざす労働時間短縮

報告:佐々木 昭三 氏(労働総研理事)

はじめに

労働時間短縮の意義は、労働者の安全と健康の確保、人間らしい家庭生活と地域・社会生活、ジェンダー平等・男女共同参画社会、すべての労働者の自立・社会参加と成長、労働時間短縮で雇用拡大・人員増のワークシェアリング、人間らしい余暇生活充実とそれによる経済の活性化である。

1 健康で人間らしく働き、生きるための労働時間短縮

所定労働時間 7 時間(週 35 時間労働)をめざす労働時間短縮は、健康で人間らしく働けるルールの確立をめざすものである。加えて、残業は月 35 時間を上限とし、勤務間インターバルは11 時間以上とし、夜勤交代勤務の改善、年休の完全取得、休日の増加などの要求を賃下げなしでおこなうことが必要である。

2 8 時間労働制 (所定労働時間 7 時間に短縮) 確立の内容

「8時間働いたらふつうに暮らせる社会の実現を!」はいま、労働者・労働組合の共通の要求であり、めざす旗印になっている。それはILO第1号条約の基準である。

8時間労働制の確立(所定労働7時間)には、残業がなくても生活できる賃金確保と雇用の安定と格差是正・均等待遇、残業規制・年休取得ができる人員確保・増員が不可欠である。

3 当面する労働時間短縮の要求・政策と8時間 労働制確立のために

- ・まずは、長時間労働そのものを削減・解消させることが緊急な課題である。そのためは不払い残業の解消が急務である。
- ・さらに、業務での拘束である準備、移動、自 宅労働など実質的な労働時間を正確に把握し、 労働時間管理をさせることである。
- ・努力義務化された勤務間インターバル(勤務

間隔)の義務化をめざし、11 時間以上を法制化 する必要がある。

- ・賃金の割増率(時間外・深夜 25%、休日 35%)は、時間外労働を規制するには全く不十分である。時間外労働・深夜労働や休日労働に対する割増率を大幅に(国際基準である時間外・深夜 50%、休日 100%へ)引き上げ、仕事・業務の増大は人員増につなげることが必要である。
- ・年休を完全取得できるようにするために、年休の計画的な取得を事業主に義務づけ、そのうち2労働週(10労働日)の連続休暇をめざすことが必要である。
- ・日本では深夜労働、交代制勤務の規制と夜勤 労働者保護が特に重要である。当面、夜勤・深 夜労働の制限規制(日数、時間)と長時間の夜 勤労働につながる「宿日直制度」の安易な拡大 を許さないことである。
- ・裁量労働の規制緩和を許さないことが重要である。裁量労働制は、使用者による労働時間の 把握・記録の義務を外し、実労働時間を実態と 異なる「みなし労働時間」に置き換え、割増賃 の支払いを免れる制度である。

4 国際労働基準を日本で活用する

フランス・ドイツ・西欧諸国などは、1日所定労働7時間、週35時間で、年休取得は6労働週、連続休暇は夏のバカンス4労働週、冬のクリスマス2労働週、夜勤労働者保護、病気休暇制度や学習教育休暇も有給で充実している、というものである。

こうした水準の実現に導いた要因は、ILO 条約、EU指令、国内基本法・労働法、産業別 労働協約、企業・事業所の労働者代表制度の労 使協定といった五つの社会的な働くルール規制 がある。これらは、労働者・国民による労働運 動、社会運動によって到達したものである。こ のような社会的規制を、日本でどのようにして 確立するかが課題である。

*連絡先:〒420-0851 静岡市葵区黒金町 55 番地 静岡交通ビル 3 階 301 号 (静岡県評内) 静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール roudouadv@cy.tnc.ne.jp ホームページ http://shizuokarouken.sakura.ne.jp/index.html